

第41回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

- 事業報告
「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
「会社の支配に関する基本方針」
- 連結計算書類
「連結注記表」
- 計算書類
「個別注記表」

第41期

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

株式会社データ・アプリケーション

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

1. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社グループは、各社ごとの「経営理念」及びグループの全構成員を対象とする「企業行動規範」を定め、誠実に行動するための基盤とするとともに、企業活動においては、法令、定款、社内規程、企業倫理を遵守する。
 - ロ. 当社は、代表取締役が、経営会議及びグループ経営会議において、当社グループのコンプライアンス活動に係る活動方針等を定めコンプライアンス体制の強化を図るとともに、主要な会議において、当社グループの取締役、使用人の法令遵守の状況の把握や企業倫理意識の浸透に努める。
 - ハ. 当社グループは、各社で「内部通報規程」を定め、組織的または個人的な法令上の疑義のある行為に関して、情報提供を行える内部通報制度を運営する。
 - ニ. 当社は、業務執行部門とは独立した内部監査部門が、定期的に取り締役及び使用人の職務の執行を含めた当社グループの企業活動全般の適法性、及び適正性を監査し、その結果を社長執行役員及び監査等委員会に報告する。
- ② 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及び子会社は、取締役の職務執行上の意思決定に係る情報を、各社の規程・マニュアルに従い、文書または電磁的媒体により適切に記録、保存し、取締役から開示の要求がある場合は速やかに閲覧に供するものとする。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社は、当社グループ全体の危機発生時の対応とその防止のための体制整備を目的とした「危機管理規程」を定め、危機管理規程の更新や関連するマニュアルの整備、取締役会に対する運営状況の定期的な報告等を行うことを目的とした「リスク管理委員会」を設ける。
 - ロ. 不測の事態が発生した場合は、代表取締役もしくは管理担当取締役を本部長とした対

策本部を設置し、必要に応じて外部の専門家の助言を受け迅速な対応を行う。

ハ. 内部監査部門は当社グループ全体のリスク管理体制の状況を定期的に監査し、社長執行役員及び監査等委員会に報告する。

- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、グループ会社に対する経営全般についての指導を行うとともに、それぞれの会社の自主性を尊重することとし、当社及び子会社の取締役会は、取締役への業務の委嘱、及び執行役員への執行に係る業務の委嘱を行うとともに、組織責任者及び組織の業務分掌を定めること等を通じて、適正かつ機動的に当社グループ全体の業務執行が行なわれる体制を確保する。
- ⑤ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社が定める「グループ会社管理規程」において、子会社から当社への定期的な報告を義務づけるとともに、毎月、当社及び子会社の取締役が出席するグループ経営会議を開催し、子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社が当該経営会議において報告することを義務づける。
- ⑥ 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
イ. 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その職務を補助すべき使用人を置く。補助使用人は兼務も可能とするが、当該職務を遂行する場合には取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指揮命令は受けないものとする。
ロ. 当社が監査等委員会補助者を設置した場合は、監査等委員会補助者の人事考課は監査等委員会の同意を要し、監査等委員会補助者の人事に関する事項等については監査等委員会の同意を得るものとする。また、監査等委員会補助者は、監査等委員会の指揮命令に従うことを要し、当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象とする。

- ⑦ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制
- イ. 当社の監査等委員は、意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、当社の取締役会、経営会議ほか重要な会議に出席するとともに、監査等委員会は、監査に必要な書類等を閲覧し、また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人にその説明を求める。
 - ロ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社の監査等委員会に対して、会社の業務や業績等に影響を及ぼす重要な事項を報告する。
- ⑧ 子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者による当社の監査等委員会への報告に関する体制
- イ. 当社グループの取締役等及び使用人は、当社の監査等委員会に対して、当社の内部監査部門を通じて会社の業務に影響を及ぼす重要な事項を報告する。
 - ロ. 当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社の監査等委員会から報告の求めがあった場合または内部通報が生じた場合にはその都度、また、求めがなくとも定期的に、当社グループの取締役等及び使用人からの内部通報の状況について、当社の監査等委員会に対して報告する。
- ⑨ 監査等委員会等へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、当社グループの監査等委員会等へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑩ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をした場合または独自の専門家（弁護士・公認会計士等）を雇用することを求めた場合には、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なではないと明らかに認められる場合を除き、当該費用または債務を負担することとする。

- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
監査等委員会は、代表取締役との定期的な意見交換により相互の意思疎通を図るとともに、内部監査部門や会計監査人とも情報交換を行う等の緊密な連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制

当社グループでは、当社及びグループ会社の取締役が出席するグループ経営会議を月1回開催しておりますが、当該会議において当社グループにおけるコンプライアンス活動に係る活動方針である「企業行動規範」について再確認を行い、法令遵守の状況の把握や企業倫理意識の浸透に努めました。

また、内部通報制度について、「内部通報規程」に沿って適切に制度を運用していることを確認いたしました。

② リスク管理体制

当社グループ全体の危機発生時の体制として、当社代表取締役とリスク管理担当取締役が「リスク管理委員会」を設け、グループ会社の代表取締役と連携して危機発生に対応することを確認しております。

当事業年度では、取締役会においてリスクマネジメント全般についての活動報告を1回、情報セキュリティリスクについての活動報告を4回行いました。

③ 取締役の職務執行

月1回の定時取締役会に加えて、緊急な意思決定が必要な場合に随時、臨時取締役会を開催しております。さらに、当社取締役、執行役員、及びグループ会社取締役等が出席するグループ経営会議を月1回（必要な場合は随時）開催し、各部門の業務執行状況の管理と情報の共有化を図るとともに、当社グループ全体の業務執行が行われる体制を確保しております。

当事業年度においては、取締役会は12回、臨時取締役会を8回、グループ経営会議を12回開催いたしました。

④ 監査等委員会の職務執行

監査等委員である取締役は、取締役会において議案の審議、決議に参加し、また、業務執行状況の報告を受ける等の他、重要な経営会議等に出席し監査の実効性の向上を図っております。また、監査等委員である取締役の監査の実効性を確保するため、業務執行取締役の指揮命令から独立した監査等委員会補助者を置き、監査等委員の補助を行っております。

当事業年度においては、監査等委員会は14回開催いたしました。

⑤ 内部監査の実施

内部監査部門が内部監査規程に基づき年度計画に即した書類監査及び実地監査を実施し、業務の適正化に努めております。当事業年度において、内部監査を15回実施いたしました。

2. 会社の支配に関する基本方針

当社は、2024年6月20日開催の第39回定時株主総会において、「当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）」を継続することについてご承認いただきました。本対応策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本対応策の詳細につきましては、当社ウェブサイト (<https://www.dal.co.jp/ir/>) に掲載の2024年5月15日付開示資料「当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）」の継続について」をご参照ください。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数 3社

・連結子会社の名称

株式会社WEEL

デジタルトランスコミュニケーションズ株式会社

株式会社メロン

当連結会計年度において、デジタルトランスコミュニケーションズ株式会社及び株式会社メロンの株式を取得し、連結の範囲に含めております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である株式会社WEELの決算日は従来8月31日でありましたが、マネジメントサイクルを統一することでグループ一体となった経営を推進するとともに、業績等の経営情報の適時・適切な開示により経営の透明性を更に高めることを目的として、当事業年度より決算日を3月31日に変更しております。

この決算期変更に伴い、当連結会計年度においては、同社の2025年3月1日から2026年3月31日までの13ヶ月間の業績を連結しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5年～18年

工具、器具及び備品 4年～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用し、市場販売目的のソフトウェアについては、販売可能な見込有効期間（3年）に基づく定額法を採用しております。

なお、クラウドサービスとして提供するSaaS製品（PlaculおよびACMS Cloud）の開発費は、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」第11項に基づき自社利用ソフトウェアに分類しております。当該開発費については、将来の収益獲得が確実であると認められる状況の立証が困難であることから、同実務指針第12項の資産計上要件を満たさないと判断し、発生時に全額費用として処理しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産リース期間を耐用年数とし、残価価額をゼロとする定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用負担に備えて、将来発生見込み額を株主優待引当金として計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の及ぶ期間（7年）にわたって、定額法により償却しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. リカーリング

契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり均等に収益を認識しております。

ロ. パッケージ

ソフトウェア製品のダウンロードを可能とする情報を顧客に通知した時点で、ライセンスの使用権が顧客に移転することにより履行義務を充足したものと捉え、収益を認識しております。

ハ. サービスその他

ソフトウェア製品に付随するサービスについては、サービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。また、システム受託開発及びコンサルティングサービスについては、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識、又は完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

(単位：千円)

	売上区分			合計
	ソフトウェア事業	システムインテグレーション事業	AI関連事業	
一時点で移転される財又はサービス	397,146	20,273	94,875	512,295
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	2,029,123	1,307,942	473,002	3,810,069
顧客との契約から生じる収益	2,426,270	1,328,216	567,878	4,322,364
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	2,426,270	1,328,216	567,878	4,322,364

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類 連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (3) 会計方針に関する事項 ⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

1. 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	302,981
契約資産（期首残高）	—
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	447,388
契約資産（期末残高）	87,786
契約負債（期首残高）	731,779
契約負債（期末残高）	1,011,848

契約負債は、主に保守サービスにかかる顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、519,278千円であります。

2. 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	809,673
1年超2年以内	44,411
2年超3年以内	31,141
3年超	34,638
合計	919,865

4. 会計上の見積りに関する注記

のれん

当社グループは、株式会社WEELの株式取得により発生したのれん（275,418千円）、並びに当連結会計年度において、デジタルトランスコミュニケーションズ株式会社の株式取得により発生したのれん（168,300千円）及び株式会社メロンの株式取得により発生したのれん（221,914千円）について、それぞれその効果の及ぶ期間を7年と見積り、定額法により償却しております。

のれんの減損の兆候の識別、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、のれんの減損処理が必要となる可能性があります。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に提供している資産及び担保に係る債務

① 担保に提供している資産

定期預金	10,025千円
------	----------

② 担保に係る債務

長期借入金	37,839千円
-------	----------

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	190,270千円
----------------	-----------

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	7,414,000株	－株	－株	7,414,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,203,978株	－株	160,250株	1,043,728株

- (注) 1. 当連結会計年度末の自己株式には、株式給付信託 (J-ESOP) に基づいて信託銀行が保有する当社株式28,200株が含まれております。
2. 普通株式の自己株式の減少160,250株は、2025年4月1日に実施した子会社取得に伴う株式交換による自己株式の処分123,000株及び2025年8月15日に実施した譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分17,450株並びに株式給付信託による自己株式の処分19,800株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2025年5月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 162,708千円
- ・ 1株当たり配当額 26円00銭
- ・ 基準日 2025年3月31日
- ・ 効力発生日 2025年6月2日

(注) 2025年5月12日開催の取締役会決議による配当金の総額には、従業員持株会信託口が保有する当社株式に対する配当金1,248千円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2026年4月16日開催の取締役会において次のとおり決議いたしました。

- ・ 配当金の総額 223,946千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 35円00銭
- ・ 基準日 2026年3月31日
- ・ 効力発生日 2026年5月29日

(注) 2026年4月16日開催の取締役会決議による配当金の総額には、従業員持株会信託口が保有する当社株式に対する配当金987千円が含まれております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、中長期的資金需要を踏まえた上で運用限度額を設定し、原則として、安全性の高い金融資産に限定して運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関し、当社は与信管理規程に従い、財務担当部署が取引先ごとに管理し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

投資有価証券は、その他有価証券の株式、債券及び投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体企業の財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。

差入保証金はオフィス賃貸に伴う敷金であり、貸主の信用リスクに晒されております。

短期借入金は、主に連結子会社の運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。短期借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、借入金に係る金利については、金融機関から適宜情報を収集し、継続的なモニタリングを通じて金利変動に対するリスク管理を行っております。また、借入金の返済に関しては、適切な資金計画を策定・管理することで流動性リスクの低減を図っております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

長期未払金は、当社の本社事務所家賃のフリーレント期間分のうち1年超の支払期日分であります。

当社の長期借入金は、株式給付信託（J-ESOP）導入に伴う信託E口における金融機関からの借入金であり、当該契約は変動金利のため金利の変動リスクを内包しております。また、連結子会社の長期借入金は、主に事業運営に係る資金調達を目的としたものであります。借入金に係る金利については、金融機関から適宜情報を収集し、継続的なモニタリングを通じて金利変動に対するリスク管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
其他有価証券	1,081,477	1,081,477	—
長期借入金（※3）	(249,666)	(244,027)	5,639
リース債務（※4）	(48,853)	(49,362)	△509

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(※3) 「長期借入金」のうち、「株式給付信託（J-ESOP）」の導入に伴う信託E口における金融機関からの借入金については、短期間で市場金利を反映するため時価は帳簿価額に近似しておりますが、連結子会社の長期借入金と合算した金額を時価等に関する事項の表に記載しております。

(※4) リース債務には、一年内返済予定のリース債務を含んでおります。

(注) 1. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,112,351	39,690	—	—
売掛金	535,175	—	—	—
投資有価証券				
其他有価証券のうち満期 があるもの				
債券（社債）	—	100,000	—	—
投資信託	—	9,269	—	—

(注) 2. 短期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
短期借入金	50,000	—	—	—

(注) 3. リース債務の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
リース債務	17,254	31,598	—	—

(注) 4. 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
長期借入金	69,464	152,585	—	—

長期借入金のうち、「株式給付信託（J-ESOP）」に係るものは、分割返済日ごとの返済金額の定めがありませんので、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
当連結会計年度（2026年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	972,207	—	—	972,207
社債	—	100,000	—	100,000
投資信託	—	9,269	—	9,269
資産計	972,207	109,269	—	1,081,477

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	244,027	—	244,027
リース債務	—	49,362	—	49,362
負債計	—	293,389	—	293,389

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。当社グループが保有している社債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。また、投資信託の時価は、基準価額を用いて評価しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務の概要

当社グループのオフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を不動産賃貸契約期間と見積り、割引率は当該契約年数等に応じた国債の利回りを参考に資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	75,562千円
新規連結子会社取得に伴う増加額	7,867千円
時の経過による調整額	343千円
期末残高	83,772千円

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

755円54銭

(2) 1株当たり当期純利益

24円57銭

(注) 当連結会計年度末における普通株式の期中平均株式数及び期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に、従業員持株会信託口が保有する当社株式を含めております。なお、当連結会計年度末において当該信託口が保有する当社株式の期中平均株式数は37,901株であり、期末株式数は28,200株であります。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

(1) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

株式給付信託 (J-ESOP)

当社は、2023年2月6日開催の取締役会において、従業員の福利厚生増進及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下「本制度」といいます。)を導入しております。

1. 取引の概要

本制度は、「データ・アプリケーション社員持株会」に加入するすべての従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランであります。

本制度の導入にあたり、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社(以下「受託者」といいます。)を受託者とする「株式給付信託(従業員持株会処分型)契約書」(以下「本信託契約」といいます。)を締結いたしました(以下、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)。また、受託者は株式会社日本カストディ銀行との間で、株式会社日本カストディ銀行を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託する契約を締結しております。

株式会社日本カストディ銀行は、信託E口において信託設定後5年間にわたり持株会が購入することが見込まれる数に相当する当社株式を予め一括して取得し、以後、持株会の株式購入に際して当社株式を売却していきます。信託E口による持株会への当社株式の売却を通じて、信託終了時までに本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、かかる金銭を残余財産として受益者適格要件を充足する持株会加入者(従業員)に分配いたします。

また、当社は、信託E口が当社株式を取得するために受託者が行う借入に際し保証をするため、当社株価の下落等により、信託終了時において株式売却損相当額の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

2. 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)に準じて、総額法を適用しております。

3. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する自社の株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しております。前連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、43,488千円及び48,000株、当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、25,549千円及び28,200株であります。

4. 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度末 44,561千円、当連結会計年度末 27,617千円

(2) 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

当社は、2025年7月16日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行うことについて、下記のとおり決議し、実施いたしました。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年8月15日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 17,450株
(3) 処分価額	1株につき 802円
(4) 処分価額の総額	13,994千円
(5) 割当先	対象取締役 2名 17,450株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年5月18日開催の取締役会において、対象取締役に対して当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的とした新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2021年6月22日開催の第36回定時株主総会において、本制度に基づき、既存の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して報酬等として譲渡制限付株式を付与することにつき、ご承認をいただいております。

(3) 本連結計算書類中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5年～18年

工具、器具及び備品 5～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用し、市場販売目的のソフトウェアについては、販売可能な見込有効期間（3年）に基づく定額法を採用しております。

なお、クラウドサービスとして提供するSaaS製品（PlaculおよびACMS Cloud）の開発費は、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」第11項に基づき自社利用ソフトウェアに分類しております。当該開発費については、将来の収益獲得が確実であると認められる状況の立証が困難であることから、同実務指針第12項の資産計上要件を満たさないと判断し、発生時に全額費用として処理しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用負担に備えて、将来発生見込み額を株主優待引当金として計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. リカーリング

契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり均等に収益を認識しております。

ロ. パッケージ

ソフトウェア製品のダウンロードを可能とする情報を顧客に通知した時点で、ライセンスの使用権が顧客に移転することにより履行義務を充足したものと捉え、収益を認識しております。

ハ. サービスその他

ソフトウェア製品に付随するサービスについては、サービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。また、システム受託開発及びコンサルティングサービスについては、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識、又は完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

収益を理解するための基礎となる情報は、「計算書類 個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

4. 会計上の見積りに関する注記

計算書類に重要な影響を及ぼす会計上の見積りはありません。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	146,929千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	811千円
短期金銭債務	24,198千円
(3) 保証債務	
金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。	
株式会社WEEL	50,000千円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	144,170千円
営業取引以外の取引による取引高	1,083千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	1,203,978株	－株	160,250株	1,043,728株

- (注) 1. 当事業年度末の自己株式には、株式給付信託 (J-ESOP) に基づいて信託銀行が保有する当社株式 28,200株が含まれております。
2. 普通株式の自己株式の減少160,250株は、2025年4月1日に実施した子会社取得に伴う株式交換による自己株式の処分123,000株及び2025年8月15日に実施した譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分17,450株並びに株式給付信託による自己株式の処分19,800株であります。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与	30,882千円
未払事業税	3,488千円
一括償却資産	29千円
減価償却超過額	10,656千円
SaaS製品開発費	14,366千円
株式報酬費用	23,999千円
資産除去債務	23,872千円
未払賃料	11,915千円
その他	1,749千円
繰延税金資産合計	<u>120,962千円</u>
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	12,062千円
その他有価証券評価差額金	115,400千円
繰延税金負債合計	<u>127,462千円</u>
繰延税金負債の純額	6,499千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	事業の内容	議決権等の所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
				役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社 WEEL	生成AIに関するメディア運営、AI導入のコンサルティング及び開発	直接 100.0	兼任 2名	経営指導、AI関連開発の委託	開発委託費 (注1)	45,400	買掛金	4,532
						債務保証 (注2)	50,000	-	-
	デジタルトランスコミュニケーションズ株式会社	EDI/EAIを基軸としたシステムインテグレーション及びサービス提供	直接 51.0	兼任 3名	当社製品の販売及び相互の導入支援	製品の販売及び導入支援 (注3)	66,540	売掛金	363
						作業等の委託 (注4)	7,230	買掛金	620
株式会社 メロン	時系列解析技術や大規模言語モデル等を活用したAI開発及びソフトウェア開発	直接 51.0	兼任 2名	AI関連開発の委託	開発委託費 (注1)	25,000	買掛金	1,980	

上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。

(注) 1. 開発委託費については、他の外注先との取引価格を勘案してその都度交渉の上決定しております。

2. 債務保証については、金融機関からの借入金に対して保証したものであり、保証料は受領しておりません。

3. 製品の販売及び導入支援については、一般の取引条件と同様に決定しております。

4. 作業等の委託については、他の委託先との取引価格を勘案してその都度交渉の上決定しております。

11. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務の概要

当社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を不動産賃貸借契約期間と見積り、割引率は当該契約年数等に応じた国債の利回りを参考に資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	75,562千円
時の経過による調整額	224千円
期末残高	75,786千円

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

768円02銭

(2) 1株当たり当期純利益

25円99銭

(注) 当事業年度末における普通株式の期中平均株式数及び期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に、従業員持株会信託口が保有する当社株式を含めております。なお、当事業年度末において当該信託口が保有する当社株式の期中平均株式数は37,901株であり、期末株式数は28,200株であります。

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

14. その他の注記

(1) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

株式給付信託 (J-ESOP)

当社は、2023年2月6日開催の取締役会において、従業員の福利厚生増進及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下「本制度」といいます。)を導入しております。

1. 取引の概要

本制度は、「データ・アプリケーション社員持株会」に加入するすべての従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランであります。

本制度の導入にあたり、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社(以下「受託者」といいます。)を受託者とする「株式給付信託(従業員持株会処分型)契約書」(以下「本信託契約」といいます。)を締結いたしました(以下、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)。また、受託者は株式会社日本カストディ銀行との間で、株式会社日本カストディ銀行を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託する契約を締結しております。

株式会社日本カストディ銀行は、信託E口において信託設定後5年間にわたり持株会が購入することが見込まれる数に相当する当社株式を予め一括して取得し、以後、持株会の株式購入に際して当社株式を売却していきます。信託E口による持株会への当社株式の売却を通じて、信託終了時までに本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、かかる金銭を残余財産として受益者適格要件を充足する持株会加入者(従業員)に分配いたします。

また、当社は、信託E口が当社株式を取得するために受託者が行う借入に際し保証をするため、当社株価の下落等により、信託終了時において株式売却損相当額の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

2. 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)に準じて、総額法を適用しております。

3. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する自社の株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しております。前事業年度末の当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、43,488千円及び48,000株、当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、25,549千円及び28,200株であります。

4. 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前事業年度末 44,561千円、当事業年度末 27,617千円

(2) 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

当社は、2025年7月16日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行うことについて、下記のとおり決議し、実施いたしました。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年8月15日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 17,450株
(3) 処分価額	1株につき 802円
(4) 処分価額の総額	13,994千円
(5) 割当先	対象取締役 2名 17,450株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年5月18日開催の取締役会において、対象取締役に対して当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的とした新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2021年6月22日開催の第36回定時株主総会において、本制度に基づき、既存の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して報酬等として譲渡制限付株式を付与することにつき、ご承認をいただいております。

(3) 本計算書類中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。